

第22期第17回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年5月9日（火） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について
(諮問) 資料1
- (2) 令和5年上期土石採取計画変更について (協議)
資料2
- (3) あわび漁業の許可方針について (協議)
資料3
- (4) なまこ漁業の許可方針について (協議)
資料4
- (5) 地びき網漁業の許可方針について (協議)
資料5
- (6) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について (協議)
資料6-1
- (7) その他

5水第273号

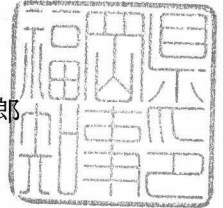
令和5年4月28日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について (諮問)

漁業法において、都道府県知事は国から定められた都道府県別漁獲可能量について、都道府県資源管理方針に即して知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

令和5年7月1日より、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和5管理年度が始まることを受け、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

併せて、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和5年7月1日より令和5管理年度が開始される「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量を定めるもの。
- ・また、既に令和5管理年度が開始されている、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」について定められた都道府県別漁獲可能量に変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、各特定水産資源の知事管理漁獲可能量を設定及び変更することについて、法第16条第2項の規定※に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。
※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定及び変更について】

- ・「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「くろまぐろ（小型魚）」については当初配分として国から定められた都道府県別漁獲可能量が10.8トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が前年度繰越分及び留保枠の追加、都道府県別漁獲可能量の融通により21.3トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を21.3トンに変更したい。
- ・「くろまぐろ（大型魚）」についても、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に、融通等によって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、8.7トンに変更したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理年度	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	7/1～ 6/30	現行水準	福岡県まさば及びごまさば <u>知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第16条第1項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
くろまぐろ (小型魚)	4/1～ 3/31	(10.8トン) 21.3トン	福岡県くろまぐろ(小型魚) <u>知事管理区分</u>	<u>(10.8トン)</u> <u>21.3トン</u>	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更
くろまぐろ (大型魚)	4/1～ 3/31	(7.9トン) 8.7トン	福岡県くろまぐろ(大型魚) <u>知事管理区分</u>	<u>(7.9トン)</u> <u>8.7トン</u>	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更

※ () 内の数量は、変更前の数量

【別紙】

- ・資料1 水産庁からの都道府県別漁獲可能量に係る通知
 - ①本県に定められた令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
 - ②「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知
 - ③「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知

- ・資料2 福岡県資源管理方針(抜粋)

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.41%	654
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

4水管第2918号
令和4年12月13日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9トン

5水管第300号
令和5年4月27日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	10.8トン	21.3トン
くろまぐろ(大型魚)	7.9トン	8.7トン

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

5 水管第 437 号
令和 5 年 5 月 8 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和 5 年 5 月 11 日(木)までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	21.3トン	20.3トン
くろまぐろ(大型魚)	8.7トン	8.7トン

5漁管第338号
令和5年4月28日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和5年上期土石採取計画変更について (協議)

このことについて、令和5年4月27日付け5港第81号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和5年上期土石採取計画変更(第2回)について

変更前(R5上期当初)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種										遠賀沖	小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥				白鳥西	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.00	7.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50							60.00	60.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.80	2.00			7.20	10.00	10.00	
		計画								0.72	1.80			6.48	9.00	9.00	
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	
		計画	16.00	13.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50	1.65	2.73	21.00	21.00	10.21	128.59	128.59	



変更前(R5上期第1回変更時)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種										遠賀沖	小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥				白鳥西	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.80	8.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30							64.00	64.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.80	2.00			7.20	10.00	10.00	
		計画								0.72	1.80			6.48	9.00	9.00	
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00	3.73	47.59	47.59	
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	
		計画	16.80	14.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30	1.65	2.73	21.00	21.00	10.21	132.59	132.59	

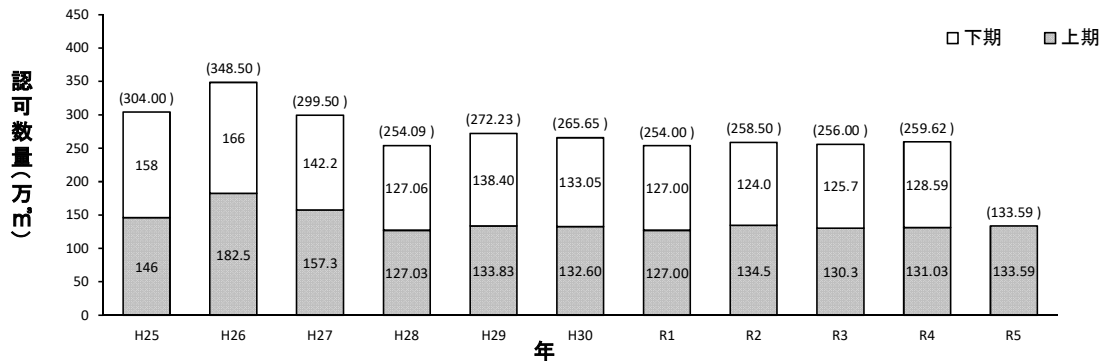


変更後(第2回変更)

単位:万m³

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁業種										遠賀沖	小計	合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥				白鳥西	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.80	8.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30							64.00	64.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.80	2.00			7.20	10.00	10.00	
		計画								0.72	1.80			6.48	9.00	9.00	
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50	3.73	50.59	50.59	
		計画								0.93	0.93	21.00	22.00	3.73	48.59	48.59	
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50	10.93	181.59	181.59	
		計画	16.80	14.05	4.50	10.25	7.00	10.10	13.30	1.65	2.73	21.00	22.00	10.21	133.59	133.59	

土石採取認可数量の推移(過去10年間)

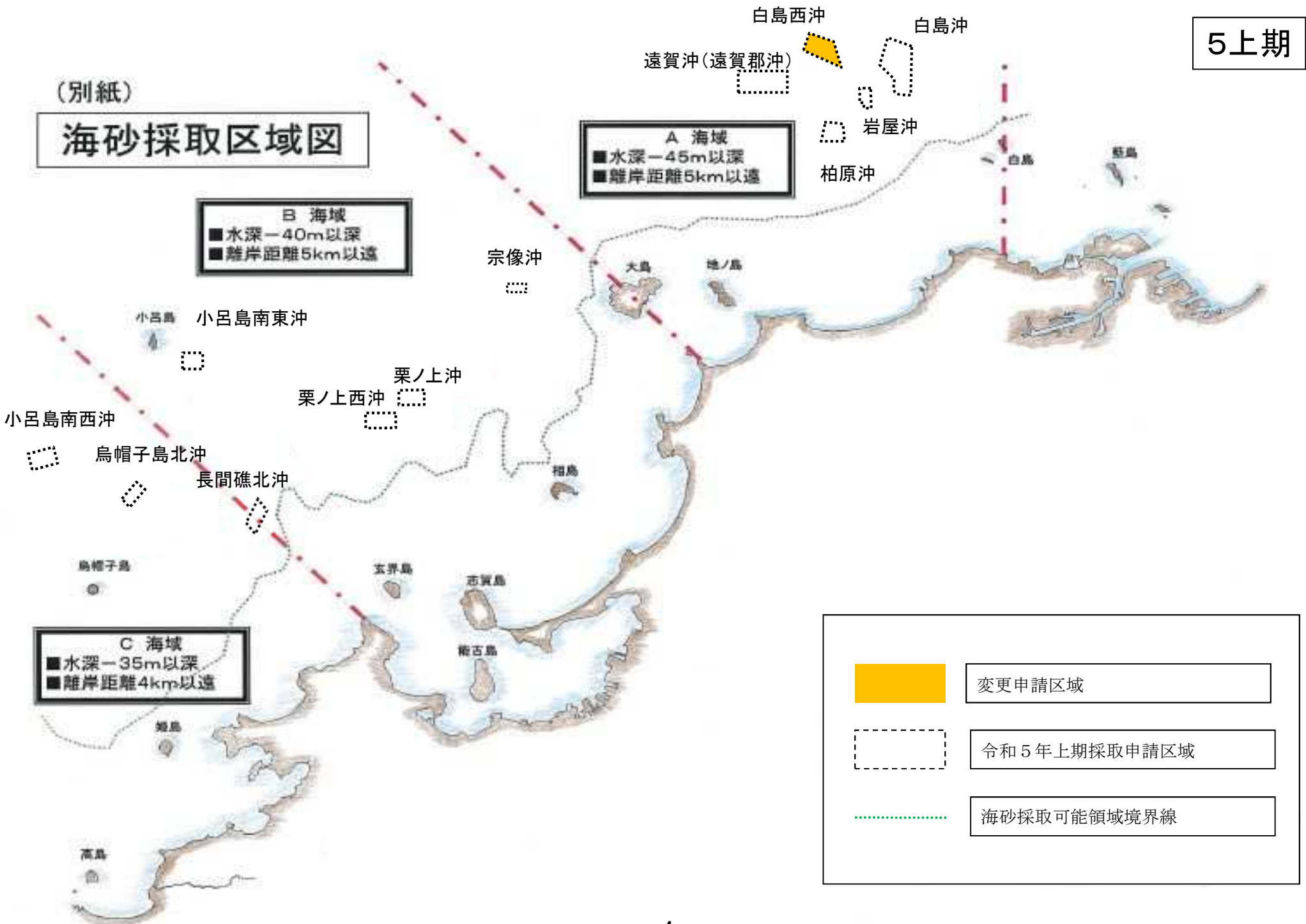





令和5年上期土石採取計画変更に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）								
		糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区	
		糸島漁協	福岡市漁協		新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九市漁協	ひびき灘漁協
			福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	筑共第14号漁業権管理委員会		響灘9ヶ浦漁業代表者協議会	
北九州砂採取販売協同組合	白島西						○	●	●	

(別紙)

海砂採取区域図



	変更申請区域
	令和5年上期採取申請区域
	海砂採取可能領域境界線

あわび漁業、なまこ漁業許可方針制定について

漁業管理課

【現状】

- ・ R2の漁業法改正以前、漁業権に基づかないあわび、なまこの採捕は半ば自由漁業として行われていた。
- ・ R2の漁業法改正に伴い、漁業権や許可に基づかないあわび、なまこの採捕は一切禁止。
- ・ 従って、漁業権除外区域のあわび、なまこの採捕も禁止。また、組合員の家族（員外）によるあわび、なまこの採捕も禁止。
- ・ このため、漁業調整規則を改正し、R2以降禁止されていた漁業権に基づかないあわび、なまこ漁業を許可制に移行。（現在、農水大臣認可申請手続中）
- ・ 許可制に備えて、許可方針の制定が必要（今回協議分）。

	現行				改正後					
漁業権の別	漁業権漁場内		漁業権漁場外		漁業権漁場内			漁業権漁場外		
採捕者の別	組合員行使権に基づく者	組合員行使権を有さない者（素潜り、磯見）	漁業の許可（固定式さし網、かご漁業等）を有する者	その他の者	組合員行使権に基づく者	組合員行使権を有さない者（素潜り、磯見）		漁業の許可（固定式さし網、かご漁業等）を有する者	その他の者	
						うち、あわび漁業・なまこ漁業の許可を有する者	うち、あわび漁業・なまこ漁業の許可を有しない者		うち、あわび漁業・なまこ漁業の許可を有する者	うち、あわび漁業・なまこ漁業の許可を有しない者
採捕の可否	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×

【許可方針のポイント】

- ・ 許 可 枠 漁業法改正以前の地区ごとの漁業実態を反映
- ・ 操業区域 原則、地区ごとの漁業権漁場区域内。
除外区域がある漁場は消滅区域も含む。（この場合、組合員行使権を有する者は漁業権漁場を除く。）
・・・組合員行使権を有する者は、許可がなくても漁業権に基づき操業可能なため。
- ・ 条 件 船舶を使用する場合の漁法は素潜り、磯見のみ。
船舶の航行を妨げてはならない。

あわび漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

（１）許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する者の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、所属している漁業協同組合支所の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。許可する者の数の上限を超えた申請があった場合は、あわび漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可枠内で許可するものとする。ただし、漁業調整委員会と協議し、承認が得られた場合はこの限りではない。

区域名	許可する者の上限	住所要件
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	3	糸島市
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	0	-
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	0	-
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖周辺)	0	-
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	8	福岡市西区小呂島
福岡地区④ (博多湾)	2 2	福岡市

福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古 賀市までの地先)	0	-
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地 先)	1	糟屋郡新宮町相島
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町 大字相島沖)周辺)	0	-
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島 (宗像市大島)周辺)	7	宗像市
遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡 界)から烏帽子鼻(北九州 市若松区)に至るまでの地 先及び白瀬(遠賀郡岡垣町 波津沖)周辺)	1	遠賀郡岡垣町大字波津
北九州地区① (北九州市若松区地先)	0	-
北九州地区② (白島(北九州市若松区) 周辺)	0	-
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市 小倉北区)周辺)	2	北九州市小倉北区馬島
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北 区、門司区地先)	3 7	北九州市
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	0	-
北九州地区⑥ (洞海湾口(北九州市)付 近)	0	-

(2) 操業区域
筑前海区海面

(3) 漁業時期
1月1日から12月31日まで

2 許可の有効期間
当面の期間、1年とする。

3 条件

(1) 各地区にあっては次の海域以外を操業してはならない。

区域名	海域
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	筑共第1号及び第2号共同漁業権漁場内
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	該当なし
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	該当なし
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖周辺)	該当なし
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	該当なし
福岡地区③	筑共第7号共同漁業権漁場内

(小呂島(福岡市西区)周辺)	
福岡地区④ (博多湾)	次の基点第5号、(イ)、(ロ)及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。 基点第5号 津舟崎(福岡市西区今津)東端に設置した標柱 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)製南端に設置した標柱 (イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点 (ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点 ただし、筑共第8号共同漁業権の組合員行使権を有するものは筑共第8号共同漁業権漁場を除く。
福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)	該当なし
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)	筑共第10号共同漁業権漁場内
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺)	該当なし
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島(宗像市大島)周辺)	筑共第12号及び13号共同漁業権漁場内
遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡界)から烏帽子鼻(北九州市若松区)に至るまでの地先及び白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺)	筑共第14号及び15号共同漁業権漁場内

北九州地区① (北九州市若松区地先)	該当なし
北九州地区② (白島(北九州市若松区)周辺)	該当なし
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺)	筑共第18号共同漁業権漁場内
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先)	<p>次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第34号 北九州市若松区若松洞海灣口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点 基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標</p> <p>(イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒)</p>

	<p>(ハ) 基点第 36 号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ 30 メートルの点とを結んだ直線上で、基点第 36 号から 1,905 メートルの点</p> <p>(ニ) 基点第 37 号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.9 秒、東経 130 度 54 分 10.8 秒）とを結んだ直線上で、基点第 37 号から 970 メートルの点</p> <p>(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ヘ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>ただし、筑共第 19 号共同漁業権の組合員行使権を有する者は筑共第 19 号共同漁業権漁場を除く。</p>
<p>北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)</p>	<p>該当なし</p>
<p>北九州地区⑥ (洞海湾口（北九州市）付近)</p>	<p>該当なし</p>

- (2) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。
- (3) 船舶を使用する場合にあっては、素潜りもしくは磯見による採捕以外の漁法を使用してはならない。
- (4) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

5 申請書の添付書類

- ・操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

附 則

この許可方針は令和5年 月 日から施行する。

【別紙】

あわび漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合のあわび漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

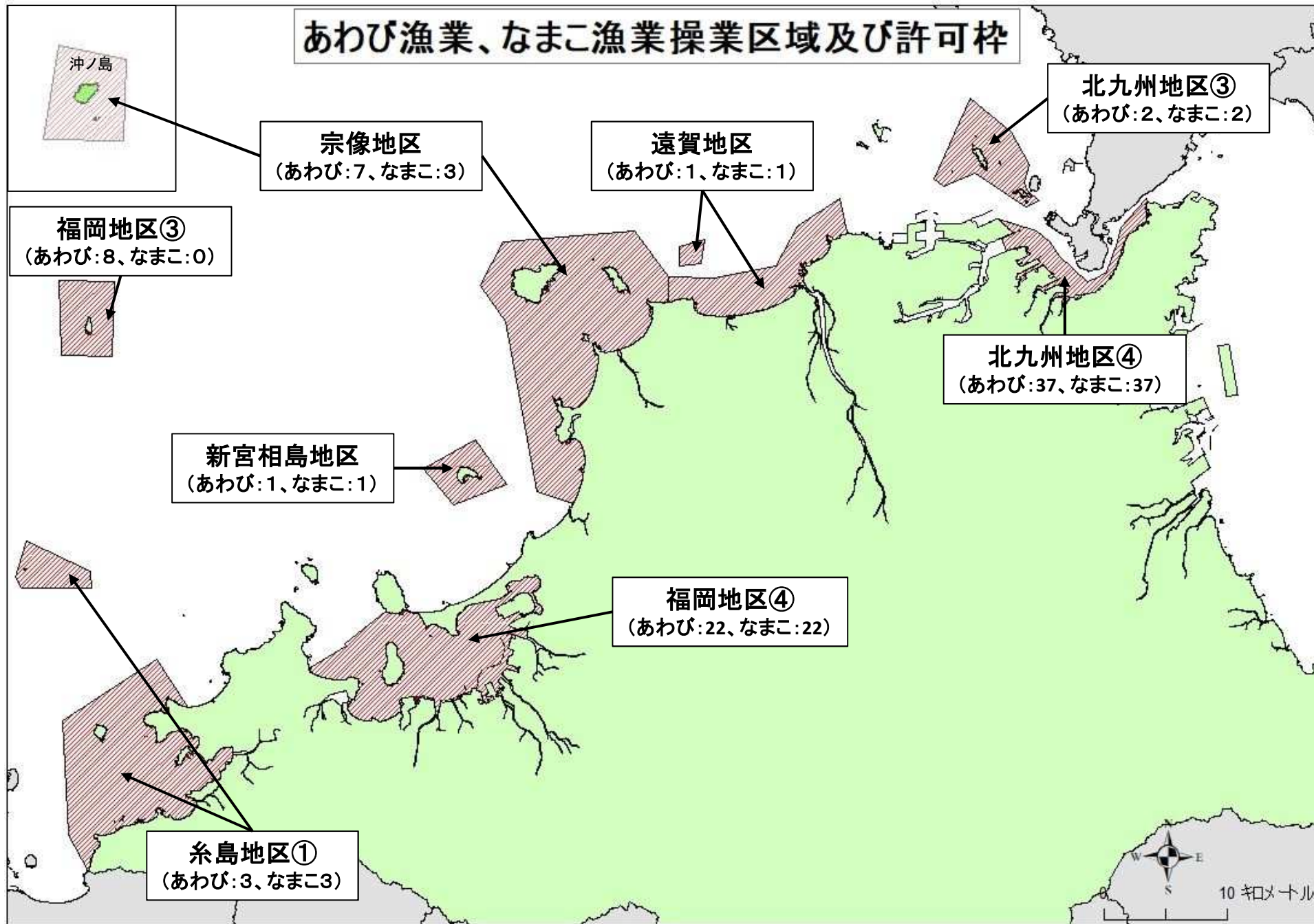
下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 当該共同漁業権管理委員会の同意を得られる者
 - 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
 - 3 過去5年においてあわび漁業（漁業権漁業）の経営又は従事の経験がある者
- なお、2，3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

別表（第3関係）

優先順位	1 当該共同漁業権管理委員会の同意を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年においてあわび漁業（漁業権漁業）の経営又は従事の実験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	○	×	×
5	×	○	○
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

あわび漁業、なまこ漁業操業区域及び許可枠



磯見漁業

採介藻漁業（磯見漁業）



水深10メートル以浅の磯漁場で、船外機をつけた小船を操りながら、箱メガネで海底をのぞき対象とする水産動物を探して捕る漁業です。

対象となるものは、アワビ、サザエ、イワガキ等の貝類とワカメ、モズク、アラメ等の海藻類です。

また、夏場に潜水してイワガキを捕る人もいます。

山形県漁業協同組合HP参照

なまこ漁業許可方針（案）

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する者の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、所属している漁業協同組合・支所の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。許可する者の数の上限を超えた申請があった場合は、なまこ漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可枠内で許可するものとする。ただし、漁業調整委員会と協議し、承認が得られた場合はこの限りではない。

区域名	許可する者の上限	住所要件
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	3	糸島市
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	0	-
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	0	-
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖周辺)	0	-
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	0	-
福岡地区④ (博多湾)	22	福岡市
福岡・新宮相島地区	0	-

(福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)		
新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)	1	糟屋郡新宮町相島
福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺)	0	-
宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島(宗像市大島)周辺)	3	宗像市
遠賀地区 (黒崎鼻(宗像市、遠賀郡界)から烏帽子鼻(北九州市若松区)に至るまでの地先及び白瀬(遠賀郡岡垣町波津沖)周辺)	1	遠賀郡岡垣町大字波津
北九州地区① (北九州市若松区地先)	0	-
北九州地区② (白島(北九州市若松区)周辺)	0	-
北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺)	2	北九州市小倉北区馬島
北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先)	3 7	北九州市
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	0	-
北九州地区⑥ (洞海湾口(北九州市)付近)	0	-

(2) 操業区域
筑前海区海面

(3) 漁業時期
1月1日から12月31日まで

2 許可の有効期間
当面の期間、1年とする。

3 条件
(1) 各地区にあっては次の海域以外を操業してはならない。

区域名	操業区域
糸島地区① (福岡・佐賀県界(包石)から糸島志摩黒磯までの地先及び烏帽子島(糸島市)周辺)	筑共第1号及び第2号共同漁業権漁場内
糸島・福岡地区 (黒磯(糸島市志摩芥屋)から津舟崎(福岡市西区今津)に至る間の地先)	該当なし
糸島地区② (灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺)	該当なし
福岡地区① (長間礁(福岡市西区大字西浦沖)周辺)	該当なし
福岡地区② (玄界島(福岡市西区)周辺)	該当なし
福岡地区③ (小呂島(福岡市西区)周辺)	該当なし

<p>福岡地区④ (博多湾)</p>	<p>次の基点第 5 号、(イ)、(ロ)及び基点第 13 号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。 基点第 5 号 津舟崎 (福岡市西区今津) 東端に設置した標柱 基点第 13 号 叶鼻 (福岡市東区大字志賀島) 製南端に設置した標柱 (イ) 基点第 5 号から真方位 57 度 5 分 3,400 メートルの点 (ロ) 基点第 5 号から真方位 53 度 50 分 3,480 メートルの点 ただし、筑共第 8 号共同漁業権の組合員行使権を有するものは筑共第 8 号共同漁業権漁場を除く。</p>
<p>福岡・新宮相島地区 (福岡市大字志賀島から古賀市までの地先)</p>	<p>該当なし</p>
<p>新宮相島地区 (糟屋郡新宮町大字相島地先)</p>	<p>筑共第 10 号共同漁業権漁場内</p>
<p>福岡・新宮相島・宗像地区 (栗の上礁 (糟屋郡新宮町大字相島沖) 周辺)</p>	<p>該当なし</p>
<p>宗像地区 (宗像市地先及び沖ノ島 (宗像市大島) 周辺)</p>	<p>筑共第 12 号及び 13 号共同漁業権漁場内</p>
<p>遠賀地区 (黒崎鼻 (宗像市、遠賀郡界) から烏帽子鼻 (北九州市若松区) に至るまでの地先及び白瀬 (遠賀郡岡垣町波津沖) 周辺)</p>	<p>筑共第 14 号及び 15 号共同漁業権漁場内</p>
<p>北九州地区① (北九州市若松区地先)</p>	<p>該当なし</p>
<p>北九州地区②</p>	<p>該当なし</p>

<p>(白島(北九州市若松区)周辺)</p>	
<p>北九州地区③ (馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺)</p>	<p>筑共第18号共同漁業権漁場内</p>
<p>北九州地区④ (北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先)</p>	<p>次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角 基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角 基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識 基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識 基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点 基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識 基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点 基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角 基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角 基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標 (イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒) (ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点 (ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点</p>

	<p>(ホ) 基点第 38 号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 39.7 秒、東経 130 度 54 分 39.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 38 号から 790 メートルの点</p> <p>(ハ) 基点第 39 号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡（世界測地系北緯 33 度 54 分 51.7 秒、東経 130 度 55 分 24.4 秒）とを結んだ直線上で、基点第 39 号から 470 メートルの点</p> <p>(ト) 基点第 40 号と下関市巖流島灯台跡（世界測地系北緯 33 度 56 分、東経 130 度 55 分 54.3 秒）とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第 41 号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ 35 メートル（世界測地系北緯 33 度 56 分 52.7 秒、東経 130 度 56 分 4.4 秒）に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第 41 号から 855 メートルの点</p> <p>(リ) 基点第 42 号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>ただし、筑共第 19 号共同漁業権の組合員行使権を有する者は筑共第 19 号共同漁業権漁場を除く。</p>
北九州地区⑤ (北九州市若松区沖)	該当なし
北九州地区⑥ (洞海湾口(北九州市)付近)	該当なし

- (2) 糸島地区①、福岡地区④、新宮相島地区、宗像地区及び遠賀地区にあつては 4 月 1 日から 9 月 30 日の期間中、なまこを採捕してはならない。
- (3) 北九州地区③及び北九州地区④にあつては、5 月 1 日から 10 月 31 日の期間中、なまこを採捕してはならない。
- (4) 船舶を使用する場合にあつては、素潜りもしくは磯見による採捕以外の漁法を使用してはならない。
- (5) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。

4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

5 申請書の添付書類

- ・操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

附 則

この許可方針は令和 5 年 月 日から施行する。

【別紙】

なまこ漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合のなまこ漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 当該共同漁業権管理委員会の同意を得られる者
 - 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
 - 3 過去5年においてなまこ漁業（漁業権漁業）の経営又は従事の経験がある者
- なお、2，3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

別表（第3関係）

優先順位	1 当該共同漁業権管理委員会の同意を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年においてなまこ漁業（漁業権漁業）の経営又は従事の経験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	○	×	×
5	×	○	○
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

福岡県漁業調整規則第38条改正に伴う許可漁業の対応

漁業管理課

【現行】

- ・福岡県漁業調整規則改正に伴い、第38条で規定している「あわび」、「なまこ」の採捕禁止期間を削除。
あわび採捕禁止期間：11/1-12/20
なまこ採捕禁止期間：4/1-9/30
- ・漁業権漁業については、漁業権更新にあわせ免許上で漁業時期を制限。
あわび採捕禁止期間：11/1-12/20
なまこ採捕禁止期間：4/1-9/30（筑共第1～15号）
5/1-10/31（筑共第16～21号）
- ・一方、許可漁業にあつては、両魚種の採捕期間の制限措置が消失。

【今後の対応】

- ・今後、各許可漁業の許可更新時に許可方針改正により両魚種の採捕期間の制限を付記する方向で検討中。
- ・個別の許可更新までは委員会指示にて採捕期間を制限する方向で検討中。

【許可方針改正の今後のスケジュール（見込）】

- R5. 5月 地引き網許可方針改正（今回協議分）
- R5. 6月 なまこけた網許可方針改正
- R7年度 えびこぎ網、えさびき網、ごち網 等
- R8年度 雑魚かご、潜水器、たこつぼ 等

あわび、なまこの採捕禁止期間の規定整理

漁場	漁業種類	根拠規定	
		現行	R5.9.1～
共同漁業権漁場	漁業権漁業	漁業調整規則	漁業権免許の内容 第1種：あわび、なまこの漁業時期限定 第2種：条件にて採捕期間制限 (〇〇の期間、第2種共同漁業により△△を採捕してはならない。)
	許可漁業 (あわび漁業、なまこ漁業除く。)		許可の条件 (許可更新時に方針改正。それまでは委員会指示にて対応予定)
	漁業権、許可に基づかない漁業(自由漁業等)	採捕不可(※)	
共同漁業権漁場外	許可漁業 (あわび漁業、なまこ漁業除く。)	漁業調整規則	許可の条件 (許可更新時に方針改正。それまでは委員会指示にて対応予定)
	漁業権、許可に基づかない漁業(自由漁業等)	採捕不可(※)	

※あわび、なまこは漁業権もしくは許可に基づく採捕以外が禁止されているため、共同漁業権漁場内であっても漁業権や許可に基づかない漁業(自由漁業等)の採捕は禁止。

委員会指示協議に係るスケジュール見込

			スケジュール(見込)			
			規則改正	あわび漁業・なまこ漁業	委員会指示(※)	
R5年度	5月	上				
		中	農林水産大臣認可申請	許可方針協議		
		下				
	6月	上				委員会指示協議
		中				
		下	規則公布(見込) (第4条関係施行)	許可制施行 許可枠公示		
	7月	上			許可申請受付	
		中				
		下				
	8月	上			以降、随時審査、許可証発行	
		中				
		下				
9月	上	あわび・なまこ 採捕禁止期間削除 (第38条関係施行)			委員会指示発動	
	中					
	下					

地びき網漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
筑前海区	なし	筑前海沿岸市町

(2) 操業区域

筑前海区海面

(3) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。
当該地区漁業権管理委員会の同意のある者。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 当該地区共同漁業権漁場内以外の海域において操業してはならない。

(2) 当該地区共同漁業権漁場内では、他支所の管理区域において操業してはならない。

(3) マダイ幼魚を目的として操業してはならない。

(4) マダイ幼魚が混獲された場合は、活魚として販売又は蓄養殖をしてはならない。

(5) (1) の当該地区共同漁業権漁場が筑共第1～15号共同漁業権漁場のいずれかである場合、4月1日から9月30日までの期間中、なまこを採捕してはならない。

(6) (1) の当該地区共同漁業権漁場が筑共第16～21号共同漁業権漁場のいずれかである場合、5月1日から10月31日までの期間中、なまこを採捕してはならない。

4 申請書の添付書類等

(1) 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する

附 則（条件追加）

この許可方針は令和5年 月 日から施行する。

筑前海区漁業調整委員会指示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
- イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分
- ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分
- エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

(日本測地系)

- ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
- イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分
- ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分
- エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
- イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
- ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分
- エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分
- オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

- ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
- イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
- ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分
- エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分
- オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年9月30日まで

